

農業用廃プラスチック回収のご案内



小松島市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、市内のJA東とくしま2支所において、農業用廃プラスチックの回収を次の日程で行います。なお、回収にあたり、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会に対する「産業廃棄物処理に関する委任状」の提出が必要となります。委任状は、JA東とくしま各支所に備えてありますので、回収日当日に記入をお願いします。なお、委任状への押印は不要です。

また、農業用廃プラスチックの運搬には「産廃運搬車」の表示と、運搬内容の書面の備え付けが義務化されていますので、徹底をお願いします。

問 小松島市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会 (市農林水産課内) ☎34・9292 / FAX34・9992
JA東とくしま小松島支所 (経済センター) ☎32・7160 / 小松島南部支所 (旧坂野支所) ☎37・1501

- 日時・場所 午前7時から午前11時
 - 10月21日(火)
JA東とくしま小松島支所(経済センター)
 - 10月22日(水)・23日(木)
JA東とくしま小松島南部支所(旧坂野支所)

- 処理負担金 農ポリ・塩ビ類 50円/kg
アゼナミ類 84円/kg

※台風など荒天時における実施有無の確認については、最寄りのJA各支所へお問い合わせください。
※マイカー線で束ねたものは回収できません。
※家庭ごみは回収できません。

農業振興地域整備計画一部変更の申出受付

農業振興地域整備計画の一部変更(編入、除外、用途変更)の申出を受け付けます。

- 受付期間 10月1日(水)から31日(金)まで(土日・祝日を除く平日8時30分から17時15分)
- 受付場所 農林水産課(市役所4階)
- 必要な共通書類



- 申出書(編入、除外、用途変更)
 - 申出する土地の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本または写し
 - 公図の写し
 - 土地の現況写真および位置図
 - 事業計画書
 - 土地利用計画図
- ※申出内容によっては、上記以外の書類を提出いただく必要がありますので、ご承知ください。
なお、今回から地域計画の変更も必要になりますので、併せて申出をお願いします。

耕作放棄地を解消する方を後押しします。 (耕作放棄地フル活用事業)



耕作放棄地を借り受けた担い手に対し、再生作業に係る経費を支援します。
農地を借りた方が、業務委託した場合や土壤改良をした場合の費用(上限あり)が対象です。

- 対象者
 - 地域計画の目標に位置付けられた方(位置づけの見込みも可)
 - 再生作業後の農地で5年以上耕作する方
- 交付対象農地
 - 指定期間に借り受けた農地
 - 市街化区域外の農地で一号遊休農地に該当する農地(または農業委員会によって再生作業が必要と判断された農地)
 - 農地中間管理機構を通じて、5年以上の期間借り受ける農地
- 補助額 定額(委託費や工事費など、実際にかかった費用)
 - 最大14万円/10a
…再生された農地で地域が推進する作物を栽培する場合
 - 最大7万円/10a …上記以外の作物を栽培する場合
ただし、土壤改良に関する経費は、「3万円/10a」以内

耕作放棄地の解消をする 場合の流れ、注意事項

- 1.開始前に農林水産課および農業委員会に事業の対象になるか確認
- 2.対象の場合、農地中間管理機構を通じて5年以上の農地の貸し借りの契約をする
- 3.事業の申請をする
- 4.交付決定されてから、耕作放棄地の解消(再生作業)をする
- 5.実績報告をする

申込・申出・問 市農林水産課(市役所4階) ☎34・9292 / FAX34・9992
✉nourin@city.komatsushima.i-tokushima.jp